

覚えておきたい

大きく見直される 信用保証制度の改正内容

瀬野 正博

経営革新等支援機関
有限会社エム・エヌ・コンサル

本年4月からスタートする改正信用保証制度のポイントを解説する。

1 取引先に伝えたい今回の改正ポイント

2 017年6月に中小企業信用保険法が改正され、2018年4月から改正後の信用保証制度が施行される。今回の改正

で、中小企業者のライフステージに応じて今まで以上の支援ができるよう、「保証制度の創設や支援拡充」が行われた。さらに「金融機関との連携強化」が求められることになった。

1 創業支援の拡充

創業支援は政府系金融機関だけでなく、多くの民間金融機関も熱心に取り組んでいる。しかし、手元資金や信用力で課題があるケースも多く、過去の財務データもないことから、融資には消極的となってしまう案件もあるだろう。創業者からしても、自己資金がある程度あっても、現行の保証枠

2 小規模事業者への支援拡充

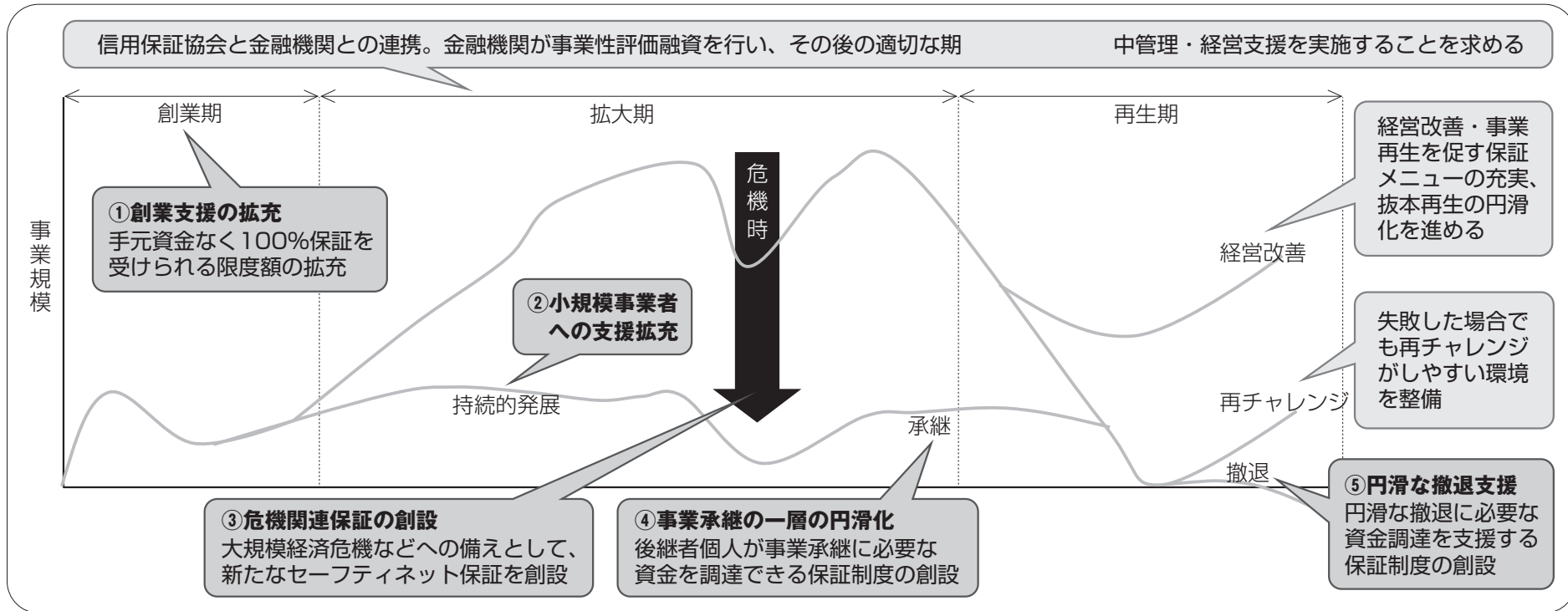
中小企業者の中でも特に小規模事業者（従業員20人以下、商業・サービス業は5人以下）は、経営基盤が弱いため、経営が急変すると正常な状態まで回復するには長

1000万円では思うような事業が行えないことは多い。事業が始まっても事業計画どおりに進まず、軌道に乗る前に資金が枯渇し、廃業に至ることも珍しくない。

そこで、創業時だけでなく事業開始後の資金繰りもより支援できるように、手元資金なしに100%保証を受けられる限度額が、現行の1000万円から2000万円に拡充された。開業後も十分な資金を確保できるケースが増えることが期待できる。

創業支援は政府系金融機関だけでなく、多くの民間金融機関も熱心に取り組んでいる。しかし、手元資金や信用力で課題があるケースも多く、過去の財務データもないことから、融資には消極的となってしまう案件もあるだろう。創業者からしても、自己資金がある程度あっても、現行の保証枠

●中小企業者の各ライフステージに応じた信用保証協会による支援内容



期間を要する可能性が高い。金融機関としてもそれが支援へのネックとなるだろう。いくら事業性評価融資や期中管理をしっかり行っても、金融機関としてはプロパー融資に消極的となり、保証協会付き融資が中心となってしまう。これでは一度悪化した経営を立て直すための資金調達が困難となり、経営再建は長期化してしまうことになる。

地域金融機関の取引先の多くは小規模事業者であり、中には多額の借入金残高に達しているため、新たな資金調達が困難と考えている取引先も少なくないだろう。こうした小規模事業者の経営の立て直しに向けた資金需要にこたえるため、現行の保証限度額1250万円を2000万円に引き上げることとなった。なお、保証割合は100%で継続される。

これによって、すでに多額の借入金がある・あるいは経営悪化に陥っている小規模事業者でも、経営改善のための新たな資金調達が行いやすくなったといえる。

なお、小規模事業者の場合、経

営改善の専門家と契約する資金的余裕がないことも多い。したがって、金融機関は資金調達支援だけでなく、調達した資金を経営改善に活用できるようサポートするのが望ましい。

事業承継の資金需要にもきめ細かな対応が可能に

3 危機関連保証の創設

リーマン・ショック時には、セーフティネット保証5号の対象業種の拡大で対応がなされた。しかし、対象業種の指定には一定の調査期間が必要で、全業種を対象とするのに1年半を要するなど問題があった。そこで、今後大規模な経済危機や大災害などが発生した場合、業種・地域を問わず原則1年（最大2年）と期限を区切り、迅速に対応できる危機関連保証が創設された。

リーマン・ショックや東日本大震災時、資金繰りの悪化で苦労した経験のある取引先は多いだろう。今後もし同様の危機が発生し